

## シリーズ「権利擁護」② 成年後見制度について

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3821

シリーズで高齢者虐待及び成年後見制度についてお知らせしています。第2回目となる今回は、「成年後見制度」についてです。

### 1 成年後見制度とは？

成年後見制度とは、判断能力が不十分な方々が、自身の財産を侵害されたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面での支援を行なう制度です。



「こんな時に制度の利用ができます」

- 1 最近、物忘れが激しく認知症が疑われた。一人暮らしであるため、今後がとても不安です。
- 2 認知症の母の不動産を売却して、(母の) 老人ホームの入所費用にあてたいと考えています。
- 3 夫に先立たれてしまい一人で過ごすことになり、今後にとっても不安がある。夫が残してくれたアパートの経営や、将来お世話になるかもしれない老人ホームの入所手続きなど、自分が判断できなくなったときのことを考えるととても心配です。
- 4 年金生活の一人暮らしのお年寄りが、訪問販売で必要もない高額な商品を買ってしまい困っています。



### 2 成年後見制度には、次の2種類があります

判断能力がしっかりしている方

**〔任意後見制度〕**

●将来に備えて、判断能力のあるうちに「支援してくれる人(任意後見人)」と「支援内容」を決めておく制度です。

判断能力が衰えてきた方

**〔法定後見制度〕**

●判断能力の不十分な方に代わって、契約や財産管理を行なう人(後見人等)を家庭裁判所に選任してもらう制度です。

成年後見制度に関する相談  
及びお問い合わせ窓口

健康福祉課(役場1階)  
●福祉グループ ☎76-3821  
●地域包括支援センター ☎76-3863

## 後期高齢者医療制度に関するお知らせ

●お問い合わせ 住民課 ☎76-3802

令和4年10月1日から、**一定以上の所得がある**※ 75歳以上の方及び65歳~74歳で、一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

※一定以上の所得があるとは



①と②のいずれにも該当する方

- ①世帯に住民税課税所得が28万円以上の被保険者がいる
- ②単身世帯 『年金収入+その他の合計所得金額』が200万円以上
- 複数世帯 世帯内の全被保険者の『年金収入+その他の合計所得金額』の合計が320万円以上

今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。後期高齢者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

▶詳しくは、

◎厚生労働省

後期高齢者窓口負担割合コールセンター  
☎0120-002-719



◀厚生労働省ホームページ

◎大分県後期高齢者医療広域連合

☎097-534-1771 (代表)



◀大分県後期高齢者医療広域連合ホームページ

## 悩みや不安などを相談してください - 3月は自殺対策強化月間です -

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3821

こころの病や健康問題など様々な要因が重なり自殺で亡くなってしまいう方が多い3月を自殺対策強化月間としています。こころの病は自身が気づいていない場合もあります。

悩みやストレスがいつまでも解消しない、家族や友人の様子がおかしいなど異変を感じたら相談窓口へ相談しましょう。



▶主な相談窓口 (いずれも相談無料)

相談窓口	こころの電話	大分ののちの電話	よりそいホットライン
相談内容	精神保健をめぐる様々な問題、悩み	様々な不安や悩み、心配ごと	暮らしの中で困っていること、気持ちや悩み
電話番号	☎097-542-0878	☎097-536-4343	☎0120-279-338
受付時間	午前9時~正午、午後1時~4時(月~金)	24時間	24時間(通話無料)